



平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮
(TEL. 03-3209-8302)

臨時株主総会および普通株主による

種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 22 年 1 月下旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 11 月 30 日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 基準日 | 平成 21 年 11 月 30 日（月） |
| (2) 公告日 | 平成 21 年 11 月 13 日（金） |
| (3) 公告方法 | 日本経済新聞による公告掲載 |

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 21 年 9 月 11 日付「クオインタム・エンターテイメント株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、当社定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、

上記 による変更後の当社定款の一部変更をして、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議し、本種類株主総会において、上記 の定款変更に係る議案を付議する予定です。上記 の定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、上記の公告により、本臨時株主総会のほか、同日付で開催予定の本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上